

No. 6

制 度 名	市街地再開発県道支援事業	主管課名	都市整備課 市街地整備室		
		問合せ先	029-301-4622		
目的・趣旨	都市計画道路の整備費に対し，国庫補助裏分の負担を県が行うことにより，市街地再開発事業の円滑な推進を図る。				
<p>[対象団体] 市町村及び市街地再開発組合等</p> <p>[対象事業] 市街地再開発事業者が一体的に整備を行う都市計画道路のうち，県が将来県道として管理することとなる道路の整備費に対し，国庫補助裏分を県が負担する。</p> <p>[補助要件等] ・国庫補助事業として採択された市街地再開発事業であること ・施行区域内に，将来県が管理することとなる都市計画道路（県道）が含まれること</p> <p>[対象経費] 都市計画道路（県管理）の整備に係る経費（＝基本事業費）</p> <p>[補助限度額等] 「県負担額」＝「基本事業費」－「国庫補助金※」 ※国庫補助金（＝基本事業費×補助率）は，採択を受ける補助事業種別により補助率が決定する。</p>					
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
社会資本整備総合交付金（通常）		1/2	1/2	－	－
社会資本整備総合交付金（重点配分対象事業及び原発特措法適用路線の場合）		5.5/10	4.5/10	－	－
[31年度当初予算額] － 千円		[31年度補助対象団体] － 団体			
[備考]					